

ソグド人漢文墓誌訳注(4)

固原出土「史鉄棒墓誌」(唐・咸亨元年)

ソグド人墓誌研究ゼミナール

はじめに

本稿の墓主史鉄棒は、本訳注連載の(1)で取り上げた史射勿の孫にあたり、父親は前々号の史訶耽の弟、前号の史道洛の兄である。つまり、墓主は史訶耽、史道洛の甥にあたる人物である。墓地は、固原南郊村を東西に通る農道の北、史訶耽墓の東約四〇〇mの地点にあった。

史鉄棒墓の発掘は、寧夏固原博物館考古工作隊によって一九八六年六月中旬より八月初めにかけて行われた。墓室は一辺約3mの正方形をしており、天井は既に崩れ落ちていた。墓室西側は床面より六〇cmほど高く施され、そこに遺体が安置されていたと思われるが、遺骨は黄色く変色して粉末状で室内に散乱していた。遺物は少なく、陶器の鉢・碗、鍍金の銅盤・銅勺や小銅鏡などにすぎなかったが、墓室内の入り口近くに墓誌石と誌蓋が残されていた。墓葬の詳細は、後掲参考文献①、七八〜八二頁を参照されたい。また、史鉄棒墓の北西一〇〇mの地点に82Mと整理番号のうたれた墓がみつかり、その位置関係から同族のものと思われるが、同墓は早期に盗掘を受け、墓誌も存在せず、詳細は不明である(同、八五〜八六頁)。

さて、史鉄棒の墓誌石は縦・横五九cm、厚さ一三cmで、誌文は全二八行、毎行二七字で、楷書体である。誌蓋は縦・横は同サイズ、厚さは約一四cmで、篆書で三行、毎行三字で「大唐故史公墓誌之銘」の九字が刻される。本稿執筆者のうち、石見清裕・福島恵の二名は、二〇〇五年・〇六年夏期に寧夏固原博物館を訪れ、墓誌石を実見・調査することができた(大阪大学・森安孝夫研究代表の科研費調査の一環、本誌前号一〇三〜一〇四頁参照)。本稿は、その際の調査の成果も踏まえている。

参考文献

- ① 寧夏回族自治区固原博物館・羅豐編著『固原南郊隋唐墓地』（文物出版社、一九九六年）
- ② 寧夏回族自治区固原博物館・中日原州聯合考古隊編『原州古墓集成』（文物出版社、一九九九年）
- ③ 榮新江・張志清主編『從撒馬爾干到長安——粟特人在中国的文化遺迹』（北京圖書館出版社、二〇〇四年）
- ④ 羅豐『胡漢之間——絲綢之路“与西北歷史考古”』（文物出版社、二〇〇四年）
- ⑤ 寧夏固原博物館編著『固原歷史文物』（科學出版社、二〇〇四年）
- ⑥ 寧志新『隋唐使職制度研究（農牧工商編）』（中華書局、二〇〇五年）第六章「畜牧業生產類使職」

以上のうち、「史鉄棒墓誌」の拓本写真は、文献①八四頁、②図版一二八、③九八頁、④四六五頁に、原石誌面写真は文献⑤二二〇頁に、録文は文献①八二〜八四頁、『全唐文補遺』第七輯（三秦出版社、二〇〇〇年）四八三〜四八五頁に、墓誌文と在来史料との基礎的な対照は文献①二二一〜二二三頁、④四六四〜四六七頁に、それぞれ掲載される。墓室の構造や出土遺物、および発掘調査経過の詳細は、文献①七八〜八六頁を参照されたい。

「史鉄棒墓誌」訳注

凡例

- 1 本訳注は、録文・訓読・語釈・口語訳からなる。
- 2 テキストは、上記文献⑤二二〇頁の原石写真、および②図版一二八、③九八頁の拓本写真による。さらに現地調査によって録文を確定した。

3 録文は、極力テキストの字体に忠実に写し、一部の異体字は本字に改めた。改行、空格もテキストどおりとし、便宜上句読点を付した。また、訓読と語釈見出しの字体は録文に従い、それ以外は常用漢字を使用した。訓読の送りがなは現代か

なづかいとした。

4 引用史料の典拠は次のとおりで、引用箇所を頁数で示した。

正史・『唐六典』『元和郡県図志』 中華書局・標点本 『詩経』 集英社・漢詩大系 『老子』『山海経』 集英社・全釈漢文大系 『楚辭』『文選』『論語』『礼記』『書経』『列子』『荀子』『孟子』 明治書院・新釈漢文大系

『呂氏春秋』 明治書院・新編漢文選 『周礼』 十三経注疏整理本『周礼注疏』、北京大学出版社

『水経注』 水経注疏 江蘇古籍出版社 『塩鉄論』 王利器校注・新編諸子集成・中華書局

『唐会要』 上海古籍出版社 『唐文粹』 文淵閣四庫全書本

5 担当は、録文を福島恵が作成し、訳注は原文第九行「聲冠朋儕」までを福島、第一八行「先君之舊壜」までを吉田愛、第二三行までを酒井規史・滝川正博、銘文を深澤貴行・河野剛彦が、考察の「唐の監牧制と固原の史氏」を山下将司が、それ以外の部分を石見清裕が分担執筆し、それらを福島と石見がまとめた。本稿の責任の一切は、石見にあるものとする。

【録文】

1 大唐故司馭寺右十七監史君墓誌銘并序

2 君諱鐵棒、字善集、原州平高人也。若夫曾構巍峩、西峙崑崙之阜、遙源

3 浩淼、東演析木之津、雲霏霞布、騰光華於漢室、棗茂條分、鬱蒙密於河

4 右。曾祖多思、周京師摩訶薩寶、酒泉縣令。祖槃陁、 皇朝左領軍驃

5 騎將軍。父大興、 皇朝上騎都尉、右衛安化府軍頭。並宏量不測、高

6 峯特秀、英望攸歸、雄豪是属、冠盖雲蔭、車馬川流。表三異於一同、曜五

7 兵於七校。君質勁松筠、材高杞梓。掩芝田而散馥、鼓蘭薄以馳芳。既齒

8 青襟、爰開縹袞、遊精學府、引思文場。剛貞標切玉之竒、雕琢就連城之

9 器。貞觀廿三年、授右勳衛要戟 紫宸、簪戈丹掖。譽高戎校、聲冠朋儕。

10 顯慶三年、 勅授司馭寺右十七監。趣馬名官、駕人司職、荆珎抵

11 鵠、牛鼎亨雞。闕里思於執鞭、蒙邑安於園吏。遂乃觸理宣用、隨事效能。

- 12 牧養妙盡其方、服習不違其性。吉群斯去、逸足無遺。飛響造天、寧囿虞
 13 坂。流光曳練、奚止吳門。秦后之功、不獨高於往錄。魯侯之美、豈孤擅於
 14 前頌。君、風神朗俊、器業貞實。義不遺物、信必由衷。忠以奉上、謙以接下。
 15 聰聽察於無響、清明鑒於未形。俯仰規矩、周旋禮則。貶惡或遺、纖介、褻
 16 善不棄秋毫。而神理希微、人塗奄忽。一隨運往、千載幽泉。軋封元年八
 17 月十三日、以疾終於原州平高縣勸善里第。春秋卅有四。粵以咸亨元
 18 年歲次庚午、十二月庚午朔十三日壬午、運窆於先君之舊塋。嗚呼哀
 19 哉。惟君識度淹遠、風格凝正。心之所蓄、無忘於孝友、行之所踐、不虧於
 20 名節。宗族推高、鄉黨懷惠。在窮弥固其操、靈涅不渝其色。中和自靈、直
 21 道而行。所謂詢、羨且仁、令終有淋者也。胄子孝忠、孝義等茹茶飲恨、泣
 22 血疚懷。感霜露以墜心、攀風樹其何及。恭惟令德、方傳不朽、式圖貞琬、
 23 永播清猷。嗚呼哀哉。乃爲銘曰、
 遙源潛遠、盛緒縣長。天京族茂、
 24 葱滄分疆。五衢散葉、九畹分芳。繡衣發曜、朱轂斯皇。其懿德流慶、高門
 25 積祉。明哲寔生、雄姿碣起。挺拔竒秀、光暉淋美。桂馥蘭芬、川停岳峙。其
 26 寢靈譽訓、執履忠貞。依仁沐義、戒滿持盈。與人思益、奉上輪誠。有光前
 27 載、克振家聲。其人事浮促、神塗忽恍。一旦沉魂、千年長往。隴月霄映、松
 28 風曙響。式紀英猷、永旌幽壤。其
 咸亨元年十二月十三日勒。

【訓読】

大唐の故司駁寺右十七監史君の墓志銘并びに序

君、諱は鐵棒、字は善（善）集、原州平高の人なり。若夫れ曾構は巍我として、西のかた崑崙の阜に峙（峙）え、遙源は浩
 淼として、東のかた析木の津に演る。雲は霏して霞布し、光華を漠室に騰げ、某（葉）は茂りて條（條）分し、蒙密を河右に
 鬱とす。

曾祖多思は、周の京師摩訶薩寶、酒泉縣令なり。祖槃陀は、皇朝の左領軍驃騎將軍なり。父大興は、皇朝の上騎都尉、右衛安化府軍頭なり。並びに宏量は測られず、高峯は特に秀で、英望攸に歸し、雄(雄)豪是に属す。冠蓋雲陰して、車馬川流す。三異を一同に表し、五兵を七校に曜かす。

君、質は松筠より勁く、材は杞梓より高し。芝田を掩いて馥を散じ、蘭薄を鼓して以て芳を馳す。既に齒青襟にして、爰に縹袞を開き、精を學府に遊ばせ、思いを文場に引く。剛貞して切玉の奇を標し、雕琢して連城の器(器)に就く。

貞觀廿三年、右勳衛を授けられ、戟を紫宸に要し、戈を丹掖に簪ゆ。譽れは戎校に高く、聲は朋儕に冠たり。

顯慶三年、勅もて司馭寺右十七監を授けらる。趣馬もて官に名づけ、駕人もて職を司るは、荊琬もて鵠に抵て、牛鼎もて雞を亨(烹)るなり。闕里に執鞭を思い、蒙邑に園吏に安んず。遂に乃ち理に觸れて用を宣べ、事に隨いて能を效す。牧養すること妙く其の方を盡くし、服習すること其の性に違わず。害(害)群は斯に去り、逸足は遺す無し。飛響の天に造るは、寧くんぞ虞坂に留(留)まらんや。流光の練を曳くは、奚ぞ吳門に止まらんや。秦后の功は、獨り往録に高からず。魯侯の羨(美)は、豈に孤り前頌に擅(はしま)にせんや。

君、風神は朗俊にして、器業は貞實たり。義は物を遺さず、信は必ず衷に由る。忠もて以て上を奉り、謙もて以て下に接す。聰聽なること無響に察し、清明たること未形に監みる。規矩を俯仰し、禮則を周旋す。惡(惡)を貶りては織介も遺つる或るも、善を褒めては秋毫も弃てず。而れども神理は希微にして、人塗は奄忽なり。一たび運往に随わば、千載幽泉たり。軋(乾)封元年八月十三日、疾を以て原州平高縣勸善里の第(第)に終わる。春秋卅有四。粵に咸亨元年歲(歲)次庚午、十二月庚午朔(朔)十三日壬午を以て、遷(遷)して先君の舊坐に寔す。嗚呼、哀しいかな。

惟うに君、識度は淹遠にして、風格は凝正たり。心の蓄うる所、孝友を忘るる無く、行いの踐む所、名節(節)を虧かず。宗族は高きを推して、鄉黨は恵みを懷(わも)ふ。窮に在りては弥いよ其の操を固くし、涅に處(処)りては其の色を渝(渝)えず。中和もて自處し、直道にして行(な)う。いわゆる詢に羨にして且つ仁、終を令くするに淋(淑)有る者なり。

胄子の孝忠・孝義ら、茶を茹いて恨を飲み、泣血して懷を坎(疼)む。霜露に感ずては以て心を墜し、風樹に攀りても其れ何ぞ及ばん。恭しみて令徳を惟い、方に不朽を傳え、式て貞琬を圖り、永く清猷を播かん。嗚呼、哀しいかな。乃ち銘を爲りて曰く、

遙源は濬遠にして、盛緒は縣長たり。東京に族茂り、蒼瀕に疆を分かす。五衢に葉を散じ、九畹に芳を分かす。繡衣は曜を

發し、朱徽⁷⁶は斯れ皇たり。其の一なり。

懿德⁷⁷は慶を流し、高門は社を積む。明哲⁷⁸ここに生れ、雒姿は碣⁷⁹起す。挺拔⁸⁰にして音秀、光暉は淋⁸¹美たり。桂馥⁸²蘭芬、川岳⁸³峙たり。其の二なり。

寢寢⁸⁴に馨訓し、執履は忠貞たり。仁に依り義に沐し、滿を戒め盈を持す。人に與するに益を思い、上を奉ずるに誠⁸⁵を輸す。有⁸⁶た前載を光らしめ、克く家聲を振う。其の三なり。

人事は浮促⁸⁷にして、神塗は忽恍⁸⁸たり。一旦⁸⁹沉魂⁹⁰すれば、千年長往す。隴月は霄に映え、松風は曙に響く。式⁹¹て英猷⁹²を紀し、永⁹³く幽壤⁹⁴に旌⁹⁵わさん。其の四なり。

咸亨元年十二月十三日歿す。

【語釈】

①「司馭寺」 厩牧・車輿のことを掌る。『唐六典』卷二七、太僕寺（四七九頁）の太僕寺に關する注に、「龍朔二年（六六二）改為司馭寺正卿、咸亨中（六七〇～六七三）復旧」とあり、『新唐書』卷四八、百官志、太僕寺（一二五三頁）には「永徽中（六五〇～六五五）、太僕寺曰司馭寺、武后光宅元年（六八四）改曰司僕寺」とある。いずれにせよ、誌文10行目の司馭寺右十七監への就任は、顯慶三年（六五八）で、まだ太僕寺から司馭寺には改称されていないはずであるので、誌文中の「司馭寺」は埋葬時の名称を使用したと思われる。

②「右十七監」 第27号掲載史訶耽夫妻墓誌第12行目・語釈39「左二監」参照。

③「曾構は巍我」 曾は、積み重なるの意。構は、組み合わせるの意。用例としては、「史信墓誌」〔唐・麟德二年（六六五）〕『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社、一九九二年、上、四二六頁）の「巖巖曾構、與蓮峯而競高、高森長□、共箭流而爭激名」、〔張仁墓誌〕〔唐・麟德三年（六六六）〕（上、五六〇頁）の「峨峨曾構、森森長流」、〔賈整及妻陳氏墓誌〕〔唐・儀鳳二年（六七七）〕（上、六三〇頁）の「森森長源、括滄溟而迴注、巖巖曾構、俯高岱而標峰」、〔吉懷憚墓誌〕〔唐・垂拱三年（六八七）〕（上、七五〇頁）の「若夫曾構連雲、鬱瓊柯以布族、昌源接海、湛玉液其疏流」、〔邢思賢墓誌〕〔唐・開元三年（七一五）〕（上、一一六〇頁）の「靈源海濬、曾構雲懸」とある。また、巍我は、高く大きなさま。疑は、九疑のこと。湖南省寧遠県の南にある山で、九つの峰があり、皆形が同じく、見るものが迷い疑うから九疑という。我は、峨眉山の略称。四川省

峨眉県の西南。

④「遥源は浩淼」 遥源は、遠いみなもと。浩淼は、水の広いさま。淼は大水のこと。

⑤「析木の津」 星次の名。箕・斗の両宿と相当し、黄道一二宮の人馬宮、一二支の寅にあたる。『文選』木玄虚の海賦（四五頁）に「東演析木、西薄青徐」とあり、「東海の涯」の意で用いられる。

⑥「霞布」 霞のごとくしくように広くいきわたる。

⑦「光華」 ①うつくしく光る。ひかり。光彩。光輝。②さかえ。ほまれ。光榮に同じ。ここは②の意。

⑧「漢室」 唐代一般的に史氏が祖として仰いだ後漢の史弼（『後漢書』列伝、卷六五、史弼（二二〇八頁））のことを暗喩する。「河西」が対となっていることを考えると、ここでは「中国」の意としてとることとする。

⑨「大興」 史射勿の四男。第26号史射勿墓誌第19行目・語積36「大興」参照。

⑩「上騎都尉」 第27号掲載史訶耽夫妻墓誌第11行目・語積36「上騎都尉」参照。

⑪「右衛安化府軍頭」 右衛の安化折衝府の長官。張沛『唐折衝府考』三秦出版社、二〇〇三、八、（二七八頁）によると、安化府の候補地は、安化県（現在の甘肅省慶陽県）・安化峽（現在の甘肅省張家川回族自治州景境・唐長安城南面の最西の門である安化門の三カ所あり、確定されるには至っていない。また、軍頭は、隋代の府の長官であった鷹揚郎将が、武徳元年（六一八）に改称された役職である。『新唐書』卷四九上、百官志四上、折衝都尉府（二二八八頁）に、「武徳元年、改鷹揚郎将曰軍頭、正四品下……又改軍頭曰驃騎將軍……諸率府置驃騎將軍五人」とある。

⑫「雄豪」 知勇が人に抜きんでている人。豪傑。

⑬「冠蓋」 第27号掲載史訶耽夫妻墓誌第31行目・語積72「冠蓋」参照。

⑭「雲蔭」 雲のようにおおう。

⑮「川流」 川の流れ。水流。転じて川の水がその流域を潤すこと、恵沢がある範囲に及ぶこと、脈絡貫通して流布することを言う。

⑯「三異」 三つの奇異なこと。後漢の中牟令の魯恭が善政を以て国を治めたために、起こった三つの奇異。『後漢書』卷二五、魯恭列伝（八七四頁）に「今蟲不犯境、此一異也。化及鳥獸、此二異也。豎子有仁心、此三異也」とあるように、害虫が国境を犯さない、化が鳥獸に及ぶ、子供まで仁心があること。

17 「一同」 方百里の地。

18 「五兵」 ①5種の兵器（通常は弓・矢・矛・戈・戟）、②5種の軍（起軍理由。通常は義・強・剛・暴・逆）。ここは①の意。

19 「七校」 もとは、漢代に置かれた中壘・屯騎・歩兵・越騎・長水・射聲・虎賁の七校尉のこと。転じて各軍の将領を指す。

20 「松筠」 マツとタケ。いずれも丈夫な木材であるので、節操が変わらないことをたとえて言う。

21 「杞梓」 オウチとアズサ。どちらも良質の木材であることから、才能の優れた人材をたとえて言う。

22 「芝田」 仙人が芝草を植えた処。

23 「蘭薄」 蘭の生えているくさむら。蘭叢に同じ。

24 「青襟」 青色の衿の衣服。学生の服、転じて学生をいう。青衿（学生即ち秀才の服）に同じ。

25 「縹衿」 縹は、はなだ色。衿は、たび（足袋）。ただし、この衿は囊の異体字で、書物袋の意。「縹囊」は、はなだ色の書物袋のことから、転じて書卷を言う。

26 「文場」 場は場に同じ。①文章家の集まる所。②文学の士を試験するところ。

27 「剛貞」 強くなるように鍛錬すること。

28 「切玉」 玉をさる。転じて宝刀の名。切玉刀。『列子』湯問（二六三頁）に「周穆王大征西戎。西戎献鋌鍔之劍、火浣之布。其劍、長尺有咫、練鋼赤刃。用之切玉、如切泥焉」とある。

29 「雕琢」 玉をさざみみがく。

30 「連城」 秦の昭王が十五城と交換しようとして趙に請いた和氏の璧。連城璧。『史記』卷八一、廉頗藺相如伝（二四三九頁）「趙惠文王時、得楚和氏璧。秦昭王聞之、使人遺趙王書、願以十五城請易璧」とある。

31 「右勳衛」 左右衛に親府、勳一府、勳二府、翊一府、翊二府があり、これを三衛といい、番上して内廊・閣門に宿衛する。その右勳衛配下の宿衛の任。『旧唐書』卷四三、職官志（一八三三頁）「凡左右衛、親衛、勳衛、翊衛、及左右率府親勳翊衛、及諸衛之翊衛、通謂之三衛。挾其資蔭高者、為親衛、其次者、為勳衛及率府之親衛、又次者、為翊衛及率府之勳衛、又次者、為諸衛及率府之翊衛、又次者、為親王府之執仗執乘。『大唐六典』卷一四、左右衛（六一八頁）「親府、勳一府、勳二府、翊一府、翊二府等五府中郎將各一人、正四品下。左、右郎將各一人、正五品上。兵曹參軍事各一人、正九品上。」

③②「紫宸」 紫宸殿。天子の御殿。紫は北斗の北にある星の名。天帝の居る所という紫微星、宸は帝居。

③③「丹掖」 朱塗りの宮門、又は宮殿。

③④「戎校」 将帥の任。将校。

③⑤「朋儕」 なかま。ともがら。

③⑥「趣馬」 周官の名。『周礼』卷三三、夏官・司馬下（一〇一六頁）に「趣馬掌贊正良馬、而齊其飲食、簡其六節」とあるように、夏官に属し、馬の管理を行う。

③⑦「荆珎もて鵠に抵て」 『塩鉄論』卷七、崇礼（下、四三八頁）に、「中国所鮮、外国賤之。南越以孔雀珎門戸、崑山之旁、以玉璞抵烏鵠」とあり、物の寡多によってそれに付随する価値も変動することを示しているが、ここでは墓主が素晴らしい才能を持ちながらも卑官に甘んじざるを得なかったことの例え。

③⑧「牛鼎もて雞を亨る」 『呂氏春秋』審応覽、応言（中、六四五頁）には、「白圭謂魏王曰、市丘之鼎以烹雞。多泊之則淡而不可食、少泊之則焦而不熟」とあるが、「市丘（戦国時代の城邑の名）」の部分は、沛丘・帝丘・函牛と他の都市名が表記されている版本もある。『後漢書』卷八〇下、文苑列伝附辺讓伝（二六四六頁）などには、「市丘之鼎」ではなく「函牛之鼎」と記載される。鼎で鶏を煮てもうまく調理ができないように、ここでは墓主が能力に見合った官職をもらえず、本来の能力を発揮できなかったことの意味。

③⑨「闕里」 孔子の住居のあった地。現山東省曲阜市。孔子はこの地で教えを垂れ、かつ没した。ここでは孔子の意で用いる。

③⑩「執鞭」 ①貴人の行列の先払い、②市場の門を守る門番、③馬を御する者。いずれも下級の職。『論語』卷七、述而篇（九八頁）に、「子曰「富而可求也、雖執鞭之士、吾亦為之。如不可求、從吾所好」とあり、富というものが追求してもよいものならば賤しい役目も引き受けようが、そうでなければ自分の好きなことにいそしんで生きていきたいという孔子の考えが記される。

④①「蒙邑」 莊子の出身地。春秋、魯の邑。現山東省蒙陰県。ここでは莊子の意で用いる。

④②「園吏」 園圃を管理する小官。『史記』卷六三、老子韓非列伝（二一四三頁）に、「莊子者、蒙人也、名周。周嘗為蒙漆園吏……我寧游戲汚瀆之中自快。無為有国者所羈、終身不仕、以快吾志焉」とあり、低い身分に身を置き、悠々自適に過ごすことをよしとする莊子の考えが記される。

④③ 「服習」 従い慣れること。慣れ従わせること。

④④ 「逸足」 足が優れて速いこと。駿足。速く駆ける馬も指す。

④⑤ 「虞坂」 『水経注』卷四、河水篇（上、三三三頁）に「其城（虞城）北对長坂二十許里、謂之虞坂……戰国策曰、昔騏驎駕塩車上于虞坂遷延、負轅而不能進。此蓋其困厄也」とあり、塩車を引く駿馬も登るのを尻込みするほどの交通の難所とされる。

④⑥ 「練を曳くは、奚ぞ吳門に止まらんや」 『宋書』卷八五、謝莊伝（二二七五頁）中の舞馬賦に、「写秦垌之弥塵、状吳門之曳練」とあり、疾走する馬の様子を吳門の曳練に例える。吳門は蘇州の吳昌門。

④⑦ 「秦后の功」 后は、諸侯・国君の意。『史記』卷五、秦本紀（二七七頁）に、「非子居犬丘、好馬及畜、善養息之。犬丘人言之周孝王、孝王召使主馬于之間馬大蕃息」とあるように、秦創業の基礎ともなった牧畜により、秦君（非子）が周室を助けた功績をいう。

④⑧ 「魯侯の美」 『詩経』魯頌、駟（下、六一〇頁）に、「駟駟牡馬、在垌之野……以車彭彭、思無疆、思馬斯臧」とあるように、魯侯（僖公）がよく馬を養って国を富ませたことをいう。

④⑨ 「風神」 人物の品位やおもむきのこと。

④⑩ 「周旋」 立ち居振る舞いのこと。

④⑪ 「悪を貶りては織介も遣つる或るも、善を褒めては秋毫も弃てず」 織介とは細やかな塵、秋毫とは秋に生える獣の細毛のように極めて微細なものをいう。『後漢書』卷八二下、方術列伝附董扶列伝（二七三四頁）中の秦密の言に、「董扶褒秋毫之善、貶織介之悪」とあり、本墓誌中の表現はこれと同様。

④⑫ 「神理」 靈妙神奥な道理。

④⑬ 「希微」 茫漠として捉えどころのないさま。『老子』五八（通行本第一四章、河上公本「賛玄」、二七三頁）に「視之而弗見、名曰微。聽之而弗聞、名曰希。搏之而弗得、名曰夷」（版本により微と夷が逆になることがある）とあるように、希とは、耳をすまして聴いても何も聞こえないこと、微とは、見ても何も見えないこと、あるいは手で打つても何も手応えのないことを指し、道の本質をいう。

④⑭ 「淹遠」 深く大きいこと。

⑤⑤ 「孝友」 父母によくつかえ、兄弟と仲のよいこと。『書経』君陳（下、五〇五頁）に「王若曰、君陳。惟爾令徳孝恭。惟孝、友于兄弟、克施有政」とある。

⑤⑥ 「高きを推して」 称揚すること。『荀子』不苟編（八四頁）に「天不言而人推高焉、地不言而人推厚、四時不言而百姓期焉」とある。

⑤⑦ 「恵みを懐う」 『論語』里仁（九二頁）に「子曰、君子懐徳、小人懐土。君子懐刑、小人懐恵」とある。本墓誌は、郷党を庶民とし、墓主は彼らに対して恩恵を与えうる君子として位置づけられているのであろう。

⑤⑧ 「涅に霑りては其の色を渝えず」 涅（ミヨウバン）を用いて染めても黒くならないこと。『論語』陽貨（三七九頁）に「不曰堅乎。磨而不磷。不曰白乎。涅而不緇（淄）」とあり、高尚な人物が周囲の環境に惑わされないことをいう。

⑤⑨ 「中和」 偏りが無く正しい状態。『礼記』中庸（二〇五頁）に「喜怒哀楽未発、謂之中。発而皆中節、謂之和。中也者天下之大本也。和也者天下之達道也。天地位焉、万物育焉」とある。

⑥⑩ 「直道にして行う」 正しい道に基づいて事を行うこと。『論語』衛霊公（三四七頁）に「子曰、吾之於人也、誰毀誰譽、如有所譽者、其有所試矣。斯民也、三代之所以直道而行也」とある。

⑥⑪ 「詢に美にして且つ仁」 美しく、また情け深いこと。『詩経』鄭風・叔于田（三〇七頁）に「叔于田、巷無居人。豈無居人、不如叔也洵美且仁」とある。

⑥⑫ 「終を令くするに淋有る」 『詩経』大雅・既醉（四一三頁）に「昭明有融、高朗令終。令終有假、公尸嘉臯」とある。

⑥⑬ 「荼を茹い」 ながなを食べるような苦痛を受けること。墓誌では親の死を嘆き苦しむ様を表すさいによく用いられ、北齊・寶泰墓誌（『漢魏南北朝墓誌彙編』天津古籍出版社、一九九二年、三九四頁）や唐・李勣墓誌（『昭陵碑石』三秦出版社、一九九三年、五四頁）などに用例がみられる。

⑥⑭ 「霜露」 親を思うこと。『礼記』祭義（七〇〇頁）に「霜露既降、君子履之必有悽惶之心、非其寒之謂也。春、雨露既濡、君子履之必有繅族之心、如将見之」とあり、鄭玄は「非其寒之謂、謂悽惶及繅族、皆為感時念親也」と注している。

⑥⑮ 「風樹」 父母に孝行できない喩え。第27号掲載史訶耽夫妻墓誌第32行目・語釈75参照。

⑥⑯ 「令徳」 立派な徳

⑥⑰ 「貞琬」 碑石のこと。

⑥8 「清猷」 明らかなはかりごと。

⑥9 「濬遠」 深く遠いこと。

⑦0 「天京」 京都を指す。

⑦1 「蒼瀟」 蒼は青緑色を指し、瀟は速い流れを指す。

⑦2 「五衢」 枝木の四方に伸びるさま。『山海経』卷五、中山経、少室山（三〇六頁）に、「葉状如楊、其枝五衢」とある。郭璞の注に、「言樹枝交錯、相重五出、有象衢路也」とあり、重なりあつて交錯している様が記されている。

⑦3 「九畹」 『楚辞』卷一、離騷（二七頁）に「余既滋蘭之九畹兮、又樹蕙之百畝」とあり、王逸の注に、「十二畝曰畹或曰田之長為畹也」とある（四部叢刊初編『楚辞補注』（六頁））。広い地に芳草の蘭蕙を多く植えるとは、自ら潔く身を飾り仁義の修行に努める事の喩え。

⑦4 「繡衣」 刺繍の入った衣服。

⑦5 「黻衣」 「黻衣」は古代の礼服を指す。

⑦6 「懿德」 美德を指す。『孟子』告子章句上（三八七頁）に、「詩曰、天生蒸民、有物有則。民之秉夷、好是懿德。孔子曰、為此詩者、其知道乎。故有物必有則。民之秉夷也、故好是懿德」とあり、懿徳を美德の意味で使っている。

⑦7 「碣起」 「碣」は、山が高く聳えるさまを指す。

⑦8 「挺拔」 他人より抜きん出るさま。

⑦9 「淋美」 たおやかで美しい。『文選』書類、為石仲容与孫皓書（文章篇、三二一頁）に「世載淑美、重光相襲、固知、四隩之攸同、天下之壯觀也」とあり、代々に渡つて美德が受け継がれて来た事が示されている。

⑧0 「桂馥」 桂の香。故人の徳を称する語。

⑧1 「蘭芬」 蘭の香。美德あるたとえ。

⑧2 「川停岳峙」 泰然として動じない様。淵淳嶽峙とも記すが、唐の太祖李淵をはばかってこの形となった。

⑧3 「寢寢」 起居、寝起き。

⑧4 「晷訓」 後世の模範となる教戒。

⑧5 「執履」 操を守る行為。

⑧6 「前載」 過去の記載。

⑧7 「家聲」 一家の名譽。家名。

⑧8 「浮促」 はかなく、あわただしい。

⑧9 「忽恍」 はつきりしない、とりとめのないさま。「忽荒」、「忽慌」とも作る。

⑨0 「沈魂」 沈魂。

⑨1 「幽壤」 地下。九泉の下。九泉は、墓地、冢墓あるいは、地の底を指す。

【口語訳】

大唐の司馭寺右十七監であつた史君の墓志銘、および序

君は、諱は鉄棒、字は善集といい、原州平高県の人である。そもそも層を重ねた建物は、峨々として西の崑崙山にそびえ立ち、はるかなる水源は、広々と続いて東の析木津に流れ込む。君の一族は、雲が飛び霞がたなびくように、中国に広がって光り輝き、葉が茂り枝分かれするように、子孫は河右の地で繁栄した。曾祖父の多思は、北周の京師摩訶薩宝、酒泉県令であつた。祖父の槃陀は、唐の左領軍驃騎將軍であつた。父の大興は、唐の上騎都尉、右衛安化府軍頭であつた。いづれも度量の大きさは計り知れず、高い峰のように秀でており、そこで名望家や豪傑たちが彼らに帰属した。使者が史氏のもとを訪れるさまは雲が連なるようであり、車馬の列は川が流れるように続いた。一族は百里の地に善政をしき、率いる兵は立派に光り輝いたのであつた。

君は生まれつき節操が高く、優れた素質を身につけていた。君の徳は、あの芝田を覆いふさいだときのように、あるいは蘭の草をゆらしたときのように、高い芳香を周りに散じるのであつた。勉学にいそむ年頃になると、書籍を開き、精神を学府に集中させ、科挙の試験に思いを馳せた。鍛錬して切玉の宝刀のような逸材となり、己を磨いて和氏の壁のような器となつた。貞観三年（六四九）に、右衛の勳府に配属され、戟を帯び戈を立てて、宮殿や宮門の警備にあたつた。その誉れは將校のなかでも高く、その名声は同僚のなかでもぬきんでていた。

顯慶三年（六五八）、勅を受けて司馭寺の管轄する右十七監の牧監を授けられた。君が馬の飼育係に名を置き、馬車の管理

を司るなどということは、美しい宝玉を卑しい鶴と同等に扱ひ、立派な鼎で鶏を煮るようなものであった。しかし、かつて闕里にいた孔子も、執鞭のような卑しい職に仕えることを考え、蒙邑出身の莊子も、園圃を管理する小官の身分に満足していたことがあった。そこで、ついに君は、道理に則つて周到なはたらきをし、その場に応じて能力を発揮した。特に馬の飼養ではその方法を極め尽くしており、慣れ従わせるのに馬それぞれの性質に違ふことはなかった。そのため、駄馬の群は消え去り、駿馬は余すところなく集まつてきた。馬のいななきが天まで届くのは、どうしてあの虞坂の胸突き坂だけに限られようか。疾走する馬の美しい姿は、どうしてあの呉門で練り絹をなびかせた馬にとどまろうか。馬を養つて国を助けた功績は、かの秦君一人が記録にとどめられるものではない。馬を肥やした美談は、どうしてかの魯侯一人が賞賛をほしいままにするだけでよいであらうか。

君の人格は明朗で、人柄は実直であつた。人として守るべき道徳は少しも踏み外すことなく行ひ、言葉は必ず真心から発したものであつた。目上の者には忠義の心で奉仕し、目下の者には謙虚な態度で接した。その賢明さたるや、一を聞いて十を知り、その清明な心は、まだ形のないものをも見極めて自身の戒めとした。守るべき規律を仰ぎ、礼儀作法に則つた立ち居振舞いをした。ひとの悪事は些細なことでも退け、善行は微々たることでも漏らさず褒めたたえたのであつた。しかし、靈妙深奥な道理は捉えどころがなく、人の一生は忽ちのうちに過ぎてしまふ。一たび人生の流れに乗つた以上は、最後には永遠の閑かな黄泉に行き着かざるをえない。乾封元年（六六六）八月十三日、君は病のために原州平高県勸善里の自宅で亡くなつた。享年は四十四であつた。そして、咸亨元年（六七〇）庚午の年の、十二月庚午朔の十三日壬午の日に、先祖の墓域に葬られたのである。ああ、なんと哀しいことであらうか。

思えば、君の見識や度量は果てしなく大きく、その人柄は正しくまっすぐであつた。その心がけるところは、親への孝や兄弟との親しみであり、その行いには名譽や節操に欠けるところはなかつた。一族の者は君の崇高さを褒めたたえ、郷里の者はその恩恵を受けたいと願つた。不遇であつてもますます志を固く持ち、不利な境遇にあつても正しい心を変えることはなかつた。偏ることなく身を処し、正しい道に則つて行動した。誠に美しく、また仁なる人であり、まさに終わりをよくするために始めを慎む人であつた。

息子の孝義・孝思らは、苦菜を食べたかのように君の死に苦しみ、激しく泣いては思い悩んだ。彼らは亡き父を思つて心を痛めたものの、風に揺れる木にすがつても、親不孝は取り返しがつかない。つつしんで君の美德を思い、朽ちることのないそ

の徳を後世へ伝えようとした。そこでこの墓誌を作り、永くその清らかな業績を知らしめんとするものである。ああ、なんと哀しいことであろう。銘文は次のとおりである。

遙かなる源は深遠で、栄えある系譜は綿々と続く。一族は都に繁栄し、着い流れは隅々に広がった。四方に族は分かれ、広大な土地に良い香りを分散した。その繡衣は輝きを発し、朱色の衣服は美しかった。第一の銘である。

その美徳は慶びを流布させ、高貴な家柄は幸いを積む。そこに聡明な人が生まれ、その雄姿は聳え立った。抜きん出た容貌は際立ち、その輝きはたおやかで美しかった。その芳しい美徳は、泰然として動じなかった。第二の銘である。

その生活は模範をきわめ、行いは正しく忠実であった。仁義を旨とし、驕りを戒めて繁栄を得た。人のために利益を思い、目上を敬って誠で接した。また先祖を光り輝かせ、よく家名を上げた。第三の銘である。

人の行いは儂く、神の意図は分からないものである。一度魂が黄泉に沈めば、永遠に戻ることはない。隴月は夜空に映え、松風は曙に響いている。ここに故人の優れた業績を記し、永く九泉に表す。第四の銘である。

咸亨元年十二月十三日に記す。

考 察

墓誌文の構成と墓主の生涯

冒頭に述べたように、固原南郊村を東西に通る農道に沿って、西から史射勿墓・史道洛墓・史訶耽墓および本稿の史鉄棒墓が並ぶ。このうち、史道洛の死亡時期は永徽六年（六五五）、史鉄棒のそれは乾封元年（六六六）であるので、いずれも兄または伯父にあたる史訶耽（綵章二年、六六九、没）より先に死去している。ただし埋葬時期は、史道洛が顕慶三年（六五八、夫人と合葬）、史訶耽が咸亨元年（六七〇）十一月（夫人と合葬）、史鉄棒が同年十二月であるので、埋葬順に史射勿墓から東に向かって史鉄棒墓まで、順次一族の墓が造営されたことがわかる。

さて、本墓誌文の構成は、誌題（第一行）、誌序（第二―三行）、銘（第三―二八行）、紀年（第二八行）からなる。銘は、墓主の一族・家柄（第一銘）、墓主の出生と人となり（第二銘）、墓主の生涯（第三銘）、墓主の死の悲しみ（第四銘）、の四章立てであり、個人墓誌（夫婦合葬墓誌ではない墓誌）としては唐代墓誌の一般的な形式といつてよい。銘が改行されずに

刻されているが、これはあらかじめ末尾に紀年のスペースを想定したか、あるいは銘が書ききれないと判断して改行せずに続けたものの、末尾が余ったので紀年を入れたか、どちらかであろう。

史鉄棒の埋葬は、墓誌文には咸亨元年十二月十三日とあり、前々号の史訶耽の埋葬（同年十一月二十七日）のわずか半月後のことである。ただし史訶耽墓誌の方が誌石が大きく、また字数もはるかに多い。史訶耽墓誌は夫婦合葬墓誌であり、墓主は長年にわたって長安の官界に身を置き、晩年に固原に戻って八十六歳で没したいわば長老格であるのに対し、史鉄棒は四十四歳の若さで没した甥であるので、こうしたことが両墓誌の差になって現れたものと見てよいであろう。きわめて近い時期に撰文されたといっても、両墓誌の文章にさほど似た表現は見えず、それぞれの撰者は別人と見られる。

本墓誌の誌序は、(1) 発辞（第四行「右」まで）、(2) 祖先の記述（第七行「七校」まで）、(3) 墓主の生涯の事績（第一六行「秋毫」まで）、(4) 墓主の死去（第一九行「哉」まで）、(5) 墓主の人となり（第二一行「有处者也」まで）、(6) 遺子の悲哀の表現、からなる。墓主史鉄棒は、乾封元年（六六六）に四十四歳で没しているので、生まれは六二三年（高祖・武徳六年）であり、唐建国直後に生をうけ、太宗朝をへて高宗朝の中頃まで生きた人であった。誌序(3) 段落によってその生涯をたどれば、若い頃には勉学に勤しんだと記され、貞観二三年（六四九）に二七歳で右勳衛の属官に採用されて宮殿警備の任にあたったことをうかがわせる。顕慶三年（六五八）に三六歳で太僕寺（のち一時司馭寺）の右十七監に就任し、孔子の執鞭、莊子の園吏の故事を引用しながらも、誌文は育馬の巧みさを綴り、墓主はそのまま死を迎えるのである。(5) 段落においても、「郷黨は恵みを懐う」「窮に在りては弥いよ其の操を固くし、涅に処りては其の色を渝えず」という表現に出会うので、墓主は郷里の固原で卑官に甘んじていた様子をうかがわせる。その卑官というまでもなく右十七監の牧監であり、したがって墓誌文は墓主の牧馬管理の能力を特筆しているのである。

太僕寺（司馭寺）はいうまでもなく官営の牧場と家畜を管理する部署であり、右十七監はその管轄下の監牧である。ふり返れば、墓主の伯父史訶耽も左二監の牧監に就任していた（前々号「史訶耽墓誌」第一二行）。とすれば、ここに至って我々は、唐の監牧制と固原の史氏一族との関係を考察しなければならないであろう。

唐の監牧制と固原の史氏

墓主史鉄棒は、顕慶三年（六五八）に「右十七監」という牧監、すなわち官営牧場の長官に任じられた。固原の史氏一族で

は、史鉄棒以外にも、史訶耽（左二監）・史道德（玉亭監・蘭池監、本訳注（7）で取り上げる予定）の二名が牧監に任じられている。そこで、あらためて、同じ史射勿系一族に属する史訶耽と史鉄棒の牧監就任に注目し、その背景と意義について考えてみたい。

唐の監牧制、すなわち官営牧場による軍馬飼養の体制については、『唐六典』卷一七、太僕寺（四八六頁）に、

諸^レ牧監、群牧の孳課の事を掌る。凡そ馬五千匹もて上監と為し、三千匹已上もて中監と為し、已下もて下監と為す。……凡そ馬に左右の監有り。以て其の廐良を別ち、教紀を以て名と為し、而して其の簿籍に著す。細馬の監は左と称し、廐馬の監は右と称す（傍線部を、『旧唐書』卷四四、職官志三（一八八三頁）は「二千匹已上」に作り、『新唐書』卷四八、百官志三（二二五頁）は「及ばざる」に作る）。

とある。これによれば、官営牧場である監牧には左右の二種類が存在し、史訶耽が任じられた「左二監」は良馬を育成する牧場の長官であり、史鉄棒が任じられた「右十七監」は粗馬を育成する牧場の長官であった。さらに監牧は、飼養する馬の頭数によって上・中・下にも区分されたが、この頭数による区分は、牧場の名称上には示されない。

ところで、右の『唐六典』の記事よりも、さらに詳細な監牧の設置規定を示す史料が、近年注目を集める『天一閣藏明鈔本天聖令』の中に存在する。一九九九年に中国・寧波の天一閣博物館で発見された天聖令写本には、これまで知られていなかった唐令が多数含まれていたことで内外の研究者を驚かせたが、その中の「廐牧令卷第二十四」には、三十五条にわたる唐の廐牧令が収録されていた。その条文の一つに、

諸^レ所牧、細馬・次馬の監は左監と称し、廐馬の監は右監と称し、仍りて各々弟を起^レこすに、一に次を以て名と為す。馬五千匹以上に満つれば上と為し〔教うるに孳生を外し、草父の三歳以上を計り、五千匹に満つれば、即ち所司に申（原文は甲に作る）して別に監を置（原文は直に作る）け）、三千匹以上もて中と為し、三千匹に満たざるもて下と為す。其れ雑畜牧は皆な下監に同じ〔其の監は仍りて土地を以て名を謂^フ〕。即ち別に監を置くに応^ルたり、官の牧監、私牧と相い妨ぐるは、並びに私（原文は司に作る）牧を諸^レ処に移し替^ヘを給^フせよ。其れ屋宇有らば、毀^レ別せしむる勿^クかれ。即ち在牧の人に給^フして坐せしめ、仍りて州県は量りて功力および価値に酬^フいよ。

とある（校勘は天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究 下冊』中華書局、二〇〇七、二九九頁に拠る）。この一条は仁井田陞著『唐令拾遺』（東方文化学院東京研究所、一九三三）

や仁井田陸著・池田温代表編集『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七）にも載録されておらず、天聖令写本によって初めて明らかになった令文である。「仍りて各々弟（Ⅱ第）を起こすに、一に次を以て名と為す」とあるように、監牧は設置された順番に従って、機械的に番号が付けられていったことがわかる。これに従えば、史訶耽が任じられた「左二監」とは、「二番目に設置された良馬を産出する官営牧場の長官」のことであり、本墓主の史鉄棒が任じられた「右十七監」とは、「十七番目に設置された粗馬を産出する官営牧場の長官」のことである。ただし、この番号が左右それぞれに分けて付けられたものか、それとも左右併せた通番であるのかは、判然としない。こうして設置された監牧は、麟徳年間には四十八箇所にまで増加し（後述の張説「開元十三年隴右監牧頌徳之碑」、天宝年間になると五十箇所に達したという（後述の『元和郡県図志』卷三、原州）。

さて、前々号で取り上げた「史訶耽墓誌」によると、史鉄棒の伯父にあたる史訶耽が「左二監」に就任したのは、武徳九年（六二六）とあり、これが固原史氏一族による牧監就任の嚆矢となる。ところが、従来の伝世史料では、唐の監牧制の開始を貞観年間（六二七～六四九）としており、「史訶耽墓誌」の記載は矛盾することになる。その伝世史料における「貞観開始説」の原史料と見られるのが、張説の「開元十三年隴右監牧頌徳之碑」（『唐文粹』卷二一、一三四三冊三一八頁。以下「監牧頌」と略称）である。そこには、

大唐、周隋乱離の後に接し、天下征戦の弊を承け、残燼を鳩括するも、僅かに牝牡三千を得るのみ。赤岸沢従り之を隴右に徙し、始めて太僕張万歳に其の政を聳わしむ。……貞観自り肇め、麟徳に成り、四十年間、馬は七十万匹に至る。八使を置き、以て之を董べ、四十八監を設けて以て之を掌らしむ。

とある。これによれば、建国以来、軍馬の不足に悩まされた唐朝は、貞観年間になけなしの三千頭を隴右へ移転させ、そこで監牧制を開始したのだという。『唐会要』は卷七一、馬の条（一五四三頁）にこの碑文を引用しており、また『新唐書』卷五〇、兵志（一三三七頁）にも、

馬は、兵の用なり。監牧は馬を蕃やす所以なり。其の制は近世に起る。唐の初め起るや、突厥馬二千匹を得、又隋馬三千を赤岸沢に得たり。之を隴右に徙し、監牧の制は此に始まる。

とある。やはりこれも「監牧頌」に基づいた見え、軍馬の隴右移転をもって監牧制の始まりとする。しかし「監牧頌」では、「貞観自り肇め、麟徳に成り、四十年間」と記すのみで、監牧制の開始が貞観の何年であったのか、明記がない。麟徳は六六

四六六六年の三年しかなく、単純に四十年を引くと武徳年間に遡ってしまう。「四十」はあくまで概数であり、張説は貞観年間の初めに施行されたと見ているのであろう。

それでは、武徳九年に史訶耽が「左三監」に任じられたという「史訶耽墓誌」記載との矛盾は、どのように解釈したらよいであろうか。おそらく、唐の監牧制は、玄武門の変後間もなくして、李世民の手によって施行されたのであろう。ただその時期を、「史訶耽墓誌」は奪権直後の武徳九年年内と見なし、一方の「監牧頌」は、太宗の正式な治世の始まりである貞観元年と見なしたことによつて、生じた差異ではなからうか。このように解釈すれば、両史料間のような年代の差異が生じうることも理解できよう。

したがって、史訶耽の牧監就任は、唐の監牧制の開始とほぼ同時であつたと考えられる。このことは、彼が統轄したのが「二番目に建設された」監牧であつたことからも裏付けられよう。史訶耽の牧監就任について「史訶耽墓誌」は、「六閑に明敏なるを以て、別に敕もて左三監を授けらる」と記し、史訶耽が馬の飼育に長けていたことをその理由として挙げている。しかし、そのような単なる個人的資質のみが就任の背景ではあるまい。というのも、隴右にて施行された監牧制の中心は、まさに固原史氏一族の本拠地たる原州に置かれていたからである。

先に引用した「監牧頌」によれば、四十八もの監牧が設置された範囲は、隴西（＝渭州）・金城（＝蘭州）・平涼（＝原州）・天水（＝秦州）という四郡に跨つており、「隴右」といひながら、実際には隴右道東部から関内道西部に広がっていた。また『元和郡県図志』卷三、関内道三、原州の条（五九頁）には、

監牧、貞観中、京師の東の赤岸沢自り馬牧を秦・渭二州の北、会州の南、蘭州狄道県の西に移し、監牧使を置きて以て其の事を掌らしむ。仍りて原州刺史を以て都監牧使と為し、以て四使を管す。南使は原州の西南一百八十里に在り、西使は臨洮軍の西二百二十里に在り、北使は理を原州城内に寄せ、東宮使は理を原州城内に寄す。天寶中、諸使共に五十監有り。とある。これによれば、「隴右」に設置された監牧全体を統轄する「都監牧使」は、原州刺史が兼任し、さらに「都監牧使」の下に置かれ、より直接的に監牧を監督する四つの「監牧使」（南使・北使・西使・東宮使）のうち、北使と東宮使はともに原州城に治所があつたという。『唐会要』卷六六、群牧使の条（一三五四頁）によれば、「都監牧使」（隴右諸牧監史、隴右群牧使などとも別称される。参考文献⑥、一七五―一七六頁）という使職によつて「隴右」全体の監牧を統轄させる体制が完成するのは、儀鳳三年（六七八）のことであり、史訶耽の牧監就任より後代の体制ではある。しかしながら、原州が唐の監牧制

にとつて重要地であつたことは、施行当初も同じであつただろう。

さて、ここまで見てきたように、史訶耽の牧監就任は唐の監牧制の施行と同時に見られ、その監牧制は固原史氏一族の本拠地・原州を中心地としていた。このことは何を意味するであろうか。そもそも、監牧制が施行された当初、唐が所有していた軍馬は、わずかに三千（「監牧領」）ないし五千頭（『新唐書』兵志）であつた。先に引用した『六典』太僕寺の条などによれば、この頭数は「中監」か「上監」の監牧一箇所分にしか相当しない。したがつて、「隴右」各地に監牧を設立するに際し、唐の所有馬だけでは不足したに違ひなく、現地で馬の飼育や貿易を営む民間業者の協力が不可欠であつたはずである。そうであれば、監牧制の設立と同時に牧監に任じられた史訶耽の一族も、郷里の原州で馬の飼養や貿易を営んでいたと推測されよう。つまり、史訶耽の牧監就任とは、唐朝が「隴右」一帯の民間業者を取り込む形で監牧制を施行したことを示していると考えられる。したがつて、史訶耽が任じられた「左二監」の牧場も、原州に在つたと見るべきである。

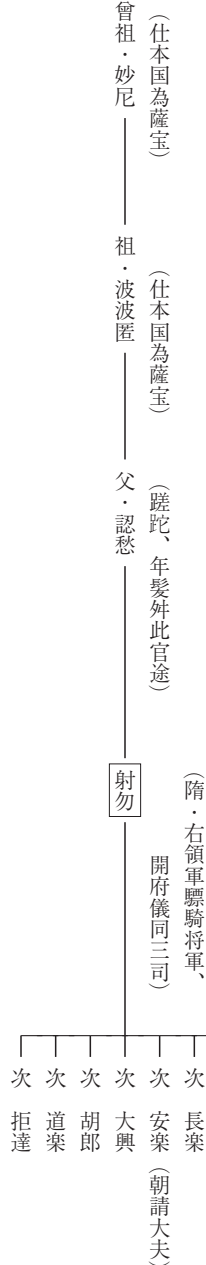
それでは次に、本墓主史鉄棒の牧監就任からは、どのようなことが読み取れるであろうか。墓誌文を見ると、顕慶三年（五六五八）に「右十七監」に任じられた記事に続けて、そのことに対する撰者の批評が綴られている。ここでは、才能がありながら牧監という卑官に任じられたことを嘆く一方で、墓主が馬の飼育に比類なき才能を発揮したことを讃えている。一見すると、この部分は単なる形式的な修辭文に過ぎないようである。しかし、実は史鉄棒が牧監を務めた牧場の位置に関する重要な情報を含んでいるのである。それは「闕里に執鞭を思い、蒙邑に園吏に安んず」とある一文で、これは語釈³⁹42で示したように、孔子と莊子の故事を引用し、「世に傑出した人物であつても、郷里で卑しい職に身をやつすこともある」ということを喩えている。ここでいう「卑しい職」とは当然「右十七監」を指し、「郷里」でそれに就いたというのであるから、史鉄棒が統轄した牧場も、史訶耽の場合と同様、やはり原州に設置された牧場であることが判明する。現に史鉄棒は原州で没しているのである。

以上の考察にしたがえば、固原史氏の史射勿系一族は、唐の監牧制の施行当初から、本拠地の原州において官營牧場の設立・経営に携わり、それが少なくとも高宗期まで継続していたことになる。原州一帯には、「左二監」「右十七監」以外にも、彼ら一族が関与した監牧が複数並立していたのではなからうか。このように、史射勿系一族とは、軍馬の飼養を生業とし、それを通じて唐朝と交渉をもつたソグド人だったのである。

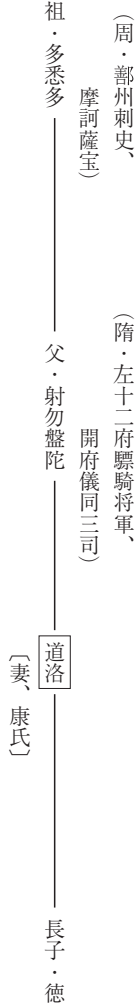
史射勿系四墓誌の祖先に関する記述

本号をもって、史射勿直系の史氏墓誌四点のすべてを読み終えたことになる。そこで、前々号以来保留していた、この一族の祖先に関する記述の解釈についてあらためて考えてみたい。まず、それらの記事を墓誌の刻された年代順に整理して示せば、次のとおりである。

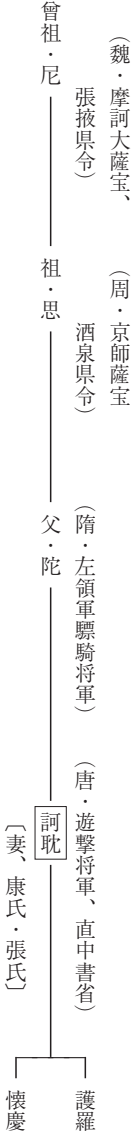
〔史射勿墓誌〕



〔史道洛墓誌〕



〔史訶耽墓誌〕



「史鉄棒墓誌」

(周・京師摩訶薩宝)

(皇朝・上騎都尉、

酒泉県令)

(皇朝・左領軍驃騎將軍)

右衛安化府軍頭)

(司馭寺右十七監)

曾祖・多思

祖・槃陀

父・大興

鉄棒

孝義

孝忠

さて、右の系図によって問題を整理すれば、①このうち「史道洛墓誌」の父・射勿盤陀、「史訶耽墓誌」の父・陀、および「史鉄棒墓誌」の祖・槃陀が、ともに「史射勿墓誌」の墓主(字は槃陀)を指していることは、まず異論はなく、②「史射勿墓誌」の曾祖・妙尼と「史訶耽墓誌」の曾祖・尼とは、一世代ずれてはいるものの、その名から同一人物を意識していると思われ、③「史道洛墓誌」の祖・多悉多、「史訶耽墓誌」の祖・思、「史鉄棒墓誌」の曾祖・多思は、世代にずれはなく、またその名から同一人物を指していると見てよい。とすれば問題は、③の多悉多、思、多思と記された人物が、「史射勿墓誌」の祖・波波匿と父・認愁のいずれに相当するのかという点に絞られる、ということになるであろう。

この問題に対して、羅豊氏は、「史訶耽墓誌」の祖・思と「史鉄棒墓誌」の曾祖・多思は同一人物であろうから、それは「史射勿墓誌」では父・認愁にあたり、とすれば、この祖先を「史射勿墓誌」は「蹉陀し、年髪にして此の官途に外く」と記しているので、この人物が「史訶耽墓誌」の京師薩宝から「史鉄棒墓誌」の京師摩訶薩宝に昇格したと見るのはさほど信頼すべき解釈ではないこと、「認愁」はソグド名の漢字音写、「思」「多思」はその意識の可能性があること、を述べられている(参考文献①、一九一頁)。各墓誌の記載に世代間のずれが存在しないとすれば、確かにこのようになり、羅氏の見解はうなずける。ただし、②に見たように、認識が一世代ずれて記されている可能性が全くない訳ではない。また、参考文献①は「史道洛墓誌」を分析の対象外としており、その「史道洛墓誌」刻文の段階ですでに多悉多を「摩訶薩宝」と記しているのであるから、この人物が京師薩宝から京師摩訶薩宝に昇格したとする解釈はいよいよ成り立たない。摩訶薩宝、京師薩宝、京師摩訶薩宝は、いずれも同じ職号を指していると解するべきである。とすれば、このような称号を帯びたと認識される多悉多(思、多思)が、「史射勿墓誌」で「蹉陀して此の官途に外く」と記される認愁と同一人物だと意識されたとも思えず、むしろこの人物は「史射勿墓誌」で「薩宝」と記される波波匿の方がふさわしいように思えてくる。

しかし、そう考えると、新たな問題が生じてくる。その第一は、この人物は「史訶耽墓誌」で京師薩宝、「史鉄棒墓誌」で京師摩訶薩宝と記されるのであるから、すると彼はいつ固原に来たのかという点である。「史訶耽墓誌」と「史鉄棒墓誌」は同じ年の極めて近い時期に書かれているので、後者の京師摩訶薩宝は前者の京師薩宝を踏襲したに過ぎず、「京師」は華美の表現であって文字通り鶻呑みにはできないかもしれない、かりに京師で薩宝の任に就いていたとしても、一族は固原に集落を構えていたと解すれば、疑問は氷解するかもしれない。ただし、そう解釈したとしても、第二の問題として、この人物が薩宝に就任した時期を三墓誌はいずれも「周」と記しており、これを隋代に死亡した史射勿の祖父にあてるには時代がさかのぼりすぎはしないか、という疑問が存在するのである。

多悉多(思、多思)を波波匿と認愁のいずれに比定しても、解釈は一長一短であって、妙案はつかみにくい。四墓誌における祖先の記述は、名の表記に微妙な差違があり、また史射勿(槃陀)の官職の「右領軍」と「左領軍」、年代の「隋」と「皇朝」のような差違もあるので、祖先の系譜が「書きつけ」として一族に伝えられていたのではなく、あくまでも口伝や記憶に依拠して記されたものと見る方がよさそうである。ただし、次の点はおおかた認められてよいであろう。すなわち、「史射勿墓誌」では曾祖父・祖父の兩人が「本国に仕えて薩宝と為る」と記され、「本国」には「故国」と「この国(中国)」の二つの意味がある(前々号、一七六頁参照)が、他の三墓誌を見れば、自分たちの祖先は中国で薩宝に就任したと意識されていることである。このことは、とりもなおさず、史射勿の曾祖父・祖父は故国キッシュで薩宝を勤めていたが、父親がその仕事にしくじり、そこで一族は中国に移住したという解釈は成り立たないという結論に結びつかざるをえない。すなわち、この史氏一族の中国移住時期は、どんなに遅くとも北魏末期と見てよいのである。